

平成19年6月26日

独立行政法人航海訓練所

理事長 湯本 宏 殿

監事 田中高男

監事 岩田貞男

(非常勤)

監事意見書

独立行政法人通則法第19条第4項の規定に基づき、独立行政法人航海訓練所(以下、「法人」という。)の平成18事業年度の業務の執行について監査を実施した。

同法第38条第2項の「財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見」は、次のとおりである。

1. 監査の方法の概要

- (1) 理事会その他重要な会議に出席するほか、理事長及び理事などから事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧した。
- (2) 年間計画に基づき、本所及び練習船において業務及び財産の状況を調査した。
- (3) 会計帳簿等の調査を行い、財務諸表、すなわち貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類及び附属明細書(以下、「財務諸表」という。)並びに決算報告書について検討を加えた。
- (4) 会計業務支援を受けている監査法人トーマツから業務実施報告書の内容及び結果の報告を受け、その妥当性を検証した。

2. 監査の結果

- (1) 財務諸表(利益の処分に関する書類を除く。)について、法人の採用する会計処理の原則及び手続きは、独立行政法人会計基準及び一般の公正妥当と認められる会計の基準に準拠し、また、財務諸表の表示方法は、独立行政法人会計基準及び一般の公正妥当と認められる財務諸表の表示方法に準拠しているものと認められた。よって、財務諸表(利益の処分に関する書類を除く。)は、法人の財政状態、運営状態、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類は、法令に適合していると認める。
- (3) 決算報告書は法人による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 固定資産の減損に係る会計基準の適用に伴う会計処理について、財務諸表での記載は正しく示しているものと認める。